

消防救第306号
平成27年6月9日

各都道府県消防防災主管部(局)長 様

消防庁救急企画室長
(公印省略)

韓国における中東呼吸器症候群 (MERS) の発生について

標記の件については、先般、消防庁において、「韓国における中東呼吸器症候群 (MERS) の発生について」(平成27年6月3日付け消防救第75号消防庁救急企画室長通知。以下「6月3日通知」という。)により、各消防機関における基本的な対応を定めたところです。

今般、厚生労働省において、韓国の状況を踏まえ、中東呼吸器症候群 (MERS) への感染が疑われる患者の発生時に、行政検査、患者搬送及び入院措置等の対応が迅速に行えるよう、当面の間、疑似症患者の定義及び疑い患者等が発生した場合の自治体の基本的な対応が変更されたことに伴い(「韓国における中東呼吸器症候群 (MERS) への対応について」(平成27年6月4日付け健感発0604第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)(別添1)、「韓国における中東呼吸器症候群 (MERS) への対応に関する具体的な運用について」(平成27年6月5日付け事務連絡)(別添2))、下記のとおり、6月3日通知を改正します。

貴職においては、下記の内容について十分に留意するとともに、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する組合を含む。)に対して、この旨を周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防機関の救急業務と中東呼吸器症候群 (MERS) 患者との関わり

今般、厚生労働省から各都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部(局)に対して示された基本的な対応においては、健康監視対象者から健康相談を受けた保健所の医師が、中東呼吸器症候群 (MERS) 疑似症患者の定義に該当すると判断した場合、当該者を疑似症患者として取り扱うこととされた。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)において、中東呼吸器症候群 (MERS) は二類感染症に指定されており、中東呼吸器症候群 (MERS) の患者(疑似症を含む。)として都道府県知事が入院を勧告した患者又は入院させた患者の医療機関までの移送は、都道府県知事(保健所設置市の場合は市長又は区長)が行う業務とされている。

しかしながら、消防機関が行う救急業務に関して、傷病者を搬送後、その傷病者が中東呼吸器症候群 (MERS) に感染していたと判明する場合もありうることから、下記2④に留意するとともに、消防機関としても、地域における保健所との連絡体制の構築に協力されたい。

2 消防機関における傷病者への対応の具体的手順について

救急業務の実施に当たっては、保健所との連絡体制を確保した上で、傷病者に対して以下のとおり対応することを基本とされたい。

- ① 全ての傷病者に対して、標準感染予防策（「感染症の患者の移送の手引き」（別添3）参照）を徹底すること。なお、「中東呼吸器症候群（MERS）の患者搬送における感染対策」（別添4）についても参考とすること。
- ② 救急要請時に発熱症状又は急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を訴えている者については、過去14日以内の渡航歴の有無、中東呼吸器症候群（MERS）に関する健康監視対象者用指示書の有無等の確認を行い、当該者がMERSの健康監視対象者であることが判明した場合は、直ちに保健所に連絡し、対応を引き継ぐこと。（当該者は保健所の医師の判断に基づきMERSの疑似症患者として取り扱われる可能性があり、疑似症患者として取り扱われる場合は保健所により感染症指定医療機関への移送等の措置がとられるものであること。）
- ③ 救急要請時に中東呼吸器症候群（MERS）の健康監視対象者であることを確認できなかった場合でも、現場到着時に発熱症状及び健康監視対象者であると確認した場合には、直ちに保健所に連絡し、対応を引き継ぐこと。
- ④ 傷病者を搬送後、当該傷病者が中東呼吸器症候群（MERS）に感染していたと判明した場合には、保健所から助言を得ながら、対応に当たった救急隊員の健康管理及び救急車の消毒等を徹底すること。

3 消防庁救急企画室への報告について

各消防本部において、2②～④のような事案に対応した場合には、直ちに消防庁救急企画室に報告されたい。

【問い合わせ先】

消防庁救急企画室 田中補佐、寺谷専門官、芝

TEL：03-5253-7529（直通）

FAX：03-5253-7539